

**大切なお知らせ** ひとり親（今回の給付金を受取済み）でない方へ  
**子育て世帯生活支援特別給付金のご案内**

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します！

**1、支給対象者**

①②の両方に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

① 令和3年3月31日時点で  
**18歳未満の児童**（※障害児の場合、**20歳未満**）  
 を養育する父母等  
 （※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

② **令和3年度住民税（均等割）が非課税の方**  
 または  
**令和3年1月1日以降の収入が急変し、  
 住民税非課税相当の収入となった方**

**2、支給額** **児童1人当たり一律5万円**

■支給にあたっては、**申請が不要な場合と必要な場合**があります。必ず右記の支給手続きをご確認ください。  
 ※お問い合わせは、下記までお電話ください。

■厚生労働省 コールセンター ■上島町役場  
 各総合支所住民課または町民生活課 児童手当担当  
**0120-811-166**  
 (受付時間：平日9:00～18:00)  
 弓削 77-2503 生名 76-3000  
 岩城 75-2500 魚島 78-0011  
 (受付時間：平日8:30～17:15)

**3、給付金の支給手続き**

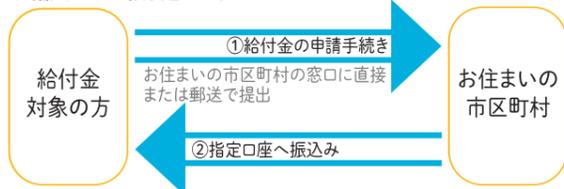
I、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

▶給付金は、**申請不要**で受け取れます。  
 ▶市区町村ごとに可能な限り速やかに、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振込みます。

【ご注意ください】  
 ※給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。  
 ※児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II、上記以外の方（例：高校生のみ養育している方、収入が急変した方）

▶給付金を受け取るには、**申請が必要**です。  
 ▶申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの市区町村の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。  
 ▶給付期限は、令和4年2月28日までです。  
 ▶給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



！「子育て世帯生活支援特別給付金」の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。  
 ご自宅や職場などに都道府県・市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

**児童扶養手当受給資格者の皆さまへ  
 ～ 現況届提出のご案内～**

受給資格者全員（全部支給停止の方を含む。）が対象で、**毎年8月1日から8月31日までの間に「児童扶養手当現況届」を提出していただく必要があります。2年間提出しないと受給資格がなくなりますので、気をつけてください。**

8月初旬までに専用の届出用紙が届きますので、必要な書類とあわせて提出してください。

◇**所得の制限**◇

受給資格者、受給資格者と生計を同じくする民法上の扶養義務者（児童の祖父母など）について、それぞれ前年の所得による所得制限があります。所得制限の額は、扶養親族の数などによって異なります。また、公的年金等を受給されている場合は、手当額の全部または一部が支給停止になる場合があります。

●**所得制限限度額表**

扶養親族等の数	前年分所得（4月～7月分手当は前々年分所得）		
	請求者（本人）		扶養義務者、配偶者 孤児等の養育者の 所得制限限度額
	全部支給の 所得制限限度額	一部支給の 所得制限限度額	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人以上	以下38万円ずつ加算		

●**所得制限限度額に加算されるもの**

1 **受給資格者（本人）** 同一生計配偶者（70歳以上に限る）または老人扶養親族10万円/人、特定扶養親族または控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）15万円/人

2 **扶養義務者** 老人扶養親族6万円/人  
 ※扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は1人を除く。

●**所得額の計算方法**

所得額＝年間収入－必要経費（給与所得控除額）  
 ＋養育費（※）－8万円－下記の諸控除

控除名	控除額
障がい者控除 勤労学生控除 寡婦寡夫控除	27万円
特別障がい者控除	40万円
寡婦特例	35万円
配偶者特別控除 医療費控除等	地方税法で控除された額

※児童の父（母）から、その児童について扶養義務を履行するための費用として、母（父）および児童が受け取る金品等で、その金額の8割の額

●**問い合わせ**

弓削総合支所 ☎77-2503  
 生名総合支所 ☎76-3000  
 岩城総合支所 ☎75-2500  
 魚島総合支所 ☎78-0011

**上島町農林漁業者支援事業補助金**

上島町では、新型コロナウイルス感染症により、売上減少等の影響を受けた農林漁業者に対し、補助金を交付いたします。

■**対象者**

以下の内容を全て満たした農林漁業を継続する意思のある方が対象です。

- ① 町内に住所を有する者。
- ② 法人以外の農林漁業者。
- ③ 町税を滞納していない者。
- ④ 国の持続化給付金、一時支援金および月次支援金の支給を受けていない者。今後受ける予定の無い者。

■**補助金の額**

・**給付要件** 本年の連続した2カ月の売上高合計が、前年または前々年同2カ月の売上高合計と比較して20%以上減少している農林漁業者。

・**上限額**

20%以上30%未満 15万円  
 30%以上40%未満 20万円  
 40%以上 25万円

■**受付期間**

7月1日（木）～ 12月31日（金）

■**提出・問合せ先**

上島町役場 産業振興課  
 岩城☎75-2500 弓削☎77-2500 魚島☎78-0011

※詳細は上島町HPをご覧くださいか、岩城総合支所産業振興課までお問い合わせください。

**上島町農林漁業者経営継続補助金**

上島町では、町内の農林漁業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越え、克服するために、感染防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援し、地域を担う農林漁業者の経営の継続を図ります。

■**対象者**

以下の内容を全て満たした農林漁業を継続する意思のある方が対象です。

- ① 農林漁業に従事している個人または法人
- ② 町内に住所を有し、主として町内を事業活動場所としている者
- ③ 町税を滞納していない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに掲げるものに該当しない者

■**補助金の額**

単独申請 上限100万円  
 共同申請 上限100万円×農林漁業者数（最高500万円まで）

■**補助率** 4分の3以内

■**募集期間** 7月1日（木）～ 8月31日（火）

■**対象事業**

- ① 国内外の販路の回復・開拓  
 新たな製品の導入や販売促進活動、規格、出荷方法の見直し等による供給体制の整備等
- ② 事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換  
 品質向上、省エネ・省力化等のための機械・設備の導入・更新等
- ③ 円滑な合意形成の促進等 Web会議システムの導入等
- ④ 事業活動別本格化のための業種別ガイドライン等に則した取組  
 作業場・事務所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費、業種別ガイドラインに則した感染防止  
 機器、防具・薬剤等の整備等

■**補助要件** 補助対象経費の6分の1以上は、次のいずれかに充てる必要があります。① **接触機会を減らす生産・販売への転換**② **感染時の業務継続体制の構築**

■**提出・問合せ先**

上島町役場 産業振興課  
 岩城☎75-2500 弓削☎77-2500 魚島☎78-0011  
 ※詳細は上島町HPをご覧くださいか、岩城総合支所産業振興課までお問い合わせください。